

安城市立安祥中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

- ◆ **いじめとは** ・ いじめられた生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える許されない行為である。
・ だれにでも起こりうる。（だれもが被害者あるいは加害者となる可能性がある。）
- ◆ **本校は** ・ 全教育活動を通じて「いじめは人間的に許されない行為である」ことを生徒に明確に認識させ、いじめ根絶に努める。
・ 学級活動や集団活動を充実させ、望ましい人間関係を育て、「心の教育」を根底に教育相談活動の充実を図る。【資料① 年間計画】 参照

2 いじめ防止対策組織→**いじめ・不登校対策委員会**の設置

- ◆ いじめの兆候を見逃さず、組織として問題の早期発見・解決に当たる。

(1)構成 校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主事・保健主事・学年主任・特別支援教育主任
養護教諭（必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

(2)役割 ・ 安祥中学校「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施とその確認
・ 教職員への共通理解および意識啓発・教員研修の計画
・ 生徒や保護者、地域に対する情報発信および意識啓発
・ 個々の事案に応じた迅速かつ適切な対応・支援・助言

3 いじめに対する具体的な対策

(1)未然防止

- ◆ 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い信念に基づき、いじめを許容しない毅然とした態度で全校体制での指導に努める。
- ◆ 学級全員の人間関係を育て、学級に対する所属感と自覚・責任感を高めるため、計画的な実施により学級活動の充実・活性化を図る。
- ◆ 生徒同士のトラブルに対して真摯に対応することでいじめに発展しないように努める。
- ◆ 生徒会活動を充実させ、生徒同士の主体的な活動や行事を通して思いやりの心や協調性を育てるとともに、健全な仲間づくりができるよう支援する。
- ◆ 家庭や地域との連携により、生徒に社会的・奉仕的な体験活動をつませ、社会性を涵養し豊かな情操を育む。
- ◆ 「いじめ・不登校対策委員会」の存在とその窓口を保護者に周知し、積極的に相談を促し、応じる。
- ◆ 「保健だより」「学年通信」等の発行や家庭訪問を通じて、家庭・地域と連携を密にして指導効果を高める。
- ◆ 学校行事や授業参観等の機会を有効に活用し、家庭および地域との信頼関係を築くよう努める。
- ◆ 「学級活動」や「総合的な学習の時間」の授業で情報モラルについて学習したり、「情報モラル教室」等を実施したりして、ルールやマナーの向上を図り、ネットいじめやネットトラブルの防止に役立てる。

(2)早期発見

- ◆ 教育相談、日記・生活記録等を通じ、生徒の悩み・不安・集団生活における不適応・怠学・いじめ等の諸問題を把握し、積極的に問題解決に努める。
- ◆ 「いじめに関するアンケート」を定期的実施し、その結果を分析・検討していじめの早期発見・状況把握につなげると共に、生徒理解を深め、今後の指導に生かす。

【資料① 年間計画】 参照

(3)対応

- ◆ 被害生徒・保護者には誠実に、加害生徒・保護者には教育的配慮のもと毅然とした姿勢で支援・助言に当たる。
- ◆ 教育センター・専門相談機関・医師や医療機関・児童相談センター・警察等関係諸機関と連絡を密にとり教育効果・指導効果を高める。
- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談活動をすすんで受けるように働きかけ、解決への糸口とする。

(4)その他

- ◆ 学年会・職員会・生徒指導の会・生徒指導部会等、さまざまな場面で個々の生徒の情報交換を十分に行い、生徒理解に努める。
- ◆ いじめの早期発見・解決のために教員研修を深め、個々の教師が主体的に自己のカウンセリングマインドや指導センス等、教員としての資質や力量を高める。

4 重大事態への対応

【資料② 重大事態対応図】 参照

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ◆ 定期的に行う心のアンケートを基にして、全職員による生徒指導の会を開催し、課題と今後の方針・対策について共通理解を図る。

【資料① 年間計画】

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
通年	○いじめに関する情報収集・情報交換 ○対応策検討・確認 ○いじめへの対応 ○スクールソーシャルワーカーとの連携	○わかる授業の充実 ○道徳教育・体験活動の充実 ○生徒指導部会 ○教育相談	○毎日の健康診断 ○生活記録 ○スクールカウンセラーへの相談 ○教育相談	○学年・学級通信の発行 ○保健だよりの発行
4月	○学校いじめ防止基本方針の内容確認	○学級開き・学年開き ○授業参観 ○団活動（結団式）	○全国学力・学習状況調査内のアンケート ○身体測定	○授業参観 ○PTA実行常任委員会 ○家庭訪問 ○生徒・保護者への相談窓口の周知
	◎「生徒指導の会」で情報交換・共通理解・対応策検討			
5月		○資源回収・授業参観・修学旅行（3年生） ○自然教室（1年生）	○ハイパーQ U	○PTA実行常任委員会
6月	○アンケート集計・分析・検証・対応 ←	○情報モラル教室（全学年）	○心のアンケート	○青少年健全育成協議会
			◎PTA あいさつ運動	
7月	○1学期の取組の検証 ←	○部活動激励会 ○安城市中学校選手権大会・西三河大会、県大会 ○団レクリエーション		◎三者懇談会
8月	○現職教育・研修 ○2学期の取組の準備			○小中連絡ブロック会
9月	○アンケート集計・分析・検証・対応 ←	○生徒会役員選挙 ○安城市中学校新人体育大会 ○情報モラル教室	○心のアンケート	
	◎「生徒指導の会」で情報交換・共通理解・対応策検討		◎PTA あいさつ運動	
10月		○体育大会・応援コンクール ○人権・生活標語コンクール ○安祥フェスタ・合唱コンクール・有志発表	○ハイパーQ U	○PTA実行常任委員会
11月	○アンケート集計・分析・検証・対応 ←	○職場体験学習（2年生）	○心のアンケート	○青少年健全育成協議会
			◎PTA あいさつ運動	
12月	○2学期の取組の検証 ○3学期の取組の準備	○人権週間・人権集会		○学校評価アンケート
			◎三者懇談会	
1月	○アンケート集計・分析・検証・対応 ←	○新入生入学説明会	○心のアンケート	
	◎「生徒指導の会」で情報交換・共通理解・対応策検討		◎三者懇談会（3年）	
2月		○立志の会（2年生）		○PTA実行常任委員会
3月	○3学期の取組の検証 ○学校いじめ防止基本方針の検証・見直し ○来年度の取組の準備	○卒業生を送る会 ○卒業証書授与式 ○生徒会役員選挙		

【資料② 重大事態対応図】

重大事態の発生

重大事態 ①いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき

②いじめにより生徒が不登校を余儀なくされている疑いがあると認められ、緊急性が認められるとき

教育委員会へ報告

※調査主体の判断を仰ぐ

学校が調査主体の場合

- 1 調査組織を設置する。……臨時いじめ(不登校)対策委員会
委員：通常のいじめ不登校対策委員に加え、被害生徒に関わりのある職員のすべてをメンバーに加える。必要に応じてPTA会長、健全育成協議会長などの地域の有識者の参加をお願いする。
会議：すべてに優先して開催する。勤務時間外も排除しない。
- 2 調査の方針と調査内容等を確認する。
【方針の確認】
 - ・因果関係の特定を急がない。
 - ・憶測を排し、客観的な事実関係の確認に努める。
 - ・事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。【調査内容・方法の確認】
 - ・事実関係の把握……関係生徒からの聞き取り
関係職員からの聞き取り
 - ・関係資料の収集……被害生徒の生活記録等
部外生徒らによるアンケート(必要に応じて)【その他の配慮事項の確認】
 - ・在校生あるいは保護者等への情報の提供について検討する。
 - ・関係機関等への協力要請について検討する。
- 3 被害生徒および保護者への対応を確認する。
【状況把握】
 - ・担任を含めた複数人で家庭訪問をし、状況の把握に努める。【今後の進め方の確認】
 - ・調査の進め方について保護者の了解を得る。
 - ・調査内容の報告に関して確認する。
- 4 調査結果を踏まえた必要な措置・対応をする。
 - ・再発防止に向けた対策を含める。
 - ・事後措置の検証と報告について明確にする。

※上記のことは適宜教育委員会に連絡し、最終的に文書にまとめて報告する。